

## 鹿 児 島 県 公 報

令和8年6月2日（火）第724号の2



鹿児島県

発行 鹿児島県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編集 総務部学事法制課  
定例発行日（毎週火、金）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 規 則

○鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（※）

(人事課取扱い) 1

## 訓 令

○鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令（※）

(人事課取扱い) 1

## 教 育 委 員 会 規 則

○学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則（※）（教職員課取扱い) 2

## 教 育 委 員 会 訓 令

○鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓

令（※）

(総務福利課取扱い) 2

## 規 則

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月2日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県規則第54号

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年鹿児島県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令

## 鹿児島県訓令第12号

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年6月2日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年鹿児島県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この訓令は、令和8年6月2日から施行する。

## 教育委員会規則

学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月2日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

### 鹿児島県教育委員会規則第17号

学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

学校職員の休暇の取扱いに関する規則（昭和31年鹿児島県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1第5号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 教育委員会訓令

### 鹿児島県教育委員会訓令第5号

鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年6月2日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年鹿児島県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この訓令は、令和8年6月2日から施行する。